



30 初健食第 14 号  
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学担当課長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
三 谷 卓



#### 登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）

登下校中における児童生徒等の安全確保については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、新潟市において、平成 30 年 5 月に下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

本事件を受けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、6 月 22 日に「登下校防犯プラン」が取りまとめられ、「「登下校防犯プラン」について」（平成 30 年 6 月 22 日 30 初健食第 12 号）にてお知らせしたところです。

本プランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施することとされており、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁の 4 省庁が連携して対応策を検討し、今般、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成しました。つきましては、本実施要領に沿って、関係機関との連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします。

なお、市町村教育委員会は、本合同点検の全体を通して主体となって取り組むこととし、合同点検の日程及び関係機関との調整、要望等を行うとともに、合同点検の実施に際しては、必要に応じて学校に協力を求めるなど、円滑に合同点検が実施され、安全確保の対策を講じられるようお願いします。

また、実施対象となる通学路については、学校等で設定している通学路のみならず、自宅から学校に至るまでの経路とし、児童が 1 人になる区間等を念頭においた危険箇所抽出をお願いします。

さらに、放課後子供教室等、放課後に児童を対象とした居場所づくりや学習・体験プログラム等の取組を自治体において実施している場合は、危険箇所の把握・点検が確実に行われるよう、当該取組の担当部署と十分に連携してください。

学校敷地外の放課後児童クラブについては、当該放課後児童クラブ関係者と保護者等が、学校の通学路と異なる放課後児童クラブへの来所・帰宅経路の危険箇所を抽出するため、緊密に連携するようお願いします。

なお、今般の豪雨等により被災された地域におかれては、災害対応を最優先とし、可能な範囲で合同点検を実施して下さい。

また、本依頼に基づく緊急合同点検の結果及び点検結果を受けた対策案について、御報告いただくこととしておりますが、報告の時期及び内容については、別途連絡いたします。

本件については、別添のとおり、厚生労働省、国土交通省及び警察庁から関係機関に対しても、同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知し、回答を取りまとめていただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学担当課長におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長におかれては、所轄の学校設置会社等及び学校に対して、この趣旨について周知くださるようお願いします。

**【問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111(2695)  
FAX：03-6734-3794

## 通学路における緊急合同点検等実施要領

### 1. 実施対象

全ての公立小学校・義務教育学校前期課程及び公立特別支援学校小学部の通学路  
(学校敷地外に放課後児童クラブがある公立小学校については、当該放課後児童クラブの児童が来所・帰宅する際の経路を含む。)

※公立特別支援学校小学部については、通学方法に応じて、点検箇所を選定すること。

国立及び私立の小学校の通学路については、各学校及び学校の設置者の判断により、実施すること。また、小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施すること。

実施する場合は、必要に応じ当該学校の所在する市町村教育委員会に相談すること。

### 2. 実施主体

教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等

### 3. 実施期間

下記4.(1)及び(2)について、平成30年9月末までに実施すること。

### 4. 実施内容(別紙1 フローチャート図 参照)

#### (1) 学校・保護者等による危険箇所の抽出

学校・保護者等は、警察や見守り活動を行う団体など他の実施主体から、危険箇所や見守り実態等に関する情報(通学路における子供を対象とした犯罪等の発生状況や見守りが十分に行き届いていない場所に関する情報等)の提供を受けた上で、通学路の点検を実施し、防犯の観点から危険があると認められる箇所(以下、「危険箇所」という。)を抽出し、その対策に複数の関係者との確認・協議が必要な箇所(解決策が明白でなかったり、直ちに対策を講じることが困難と考えられる箇所)について、市町村教育委員会(特別支援学校小学部については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。)に報告すること。一方、その他の危険箇所については、学校が対策の実施主体に対応を依頼すること。

なお、危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて別紙2に掲げる観点を参考とすること。

また、必要に応じて放課後児童クラブ等と情報共有を図り、特に、夕方や夜間に帰宅することもある放課後児童クラブの特性を踏まえ、夕方等における危険箇所の把握にも努めること。

※ 本年度、既に通学路の点検等を実施し、危険箇所を抽出している場合は、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

また、「子供110番の家・車」の運営主体である警察、教育委員会・学校、自治体等が、「子供110番の家・車」の実態を確認し、その表示等が実態に合ったものとなるよう運営主体において対応すること。併せて、交番や「子供110番の家・車」等の子供の一時的な保護を行う場所について、学校・保護者等による児童生徒等への指導に生かすこと。

## (2) 合同点検の実施及び対策が必要な箇所の抽出

(1) で市町村教育委員会に報告した危険箇所について、合同点検を実施すること。合同点検には、抽出した危険箇所の状況に応じた2. の実施主体に加え、必要な関係機関等に参加を要請すること。

合同点検の実施後は、合同点検に参加した関係機関等で協議の上、点検した箇所のうち、対策が必要な箇所を抽出すること。

その際、例えば地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくするとともに、こうした作業過程を通じ、関係者の連携を実質的に深めること。

※ 本年度、既に関係機関等が合同で通学路の点検等を実施している場合には、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって合同点検及び対策が必要な箇所の抽出に代えることができる。

## (3) 対策案の作成

(2) で抽出した対策が必要な箇所について、合同点検に参加した関係機関等において協議し、別紙3を参考にするなどして、対策案を作成すること。

なお、協議の際は、対策内容に応じた関係機関に参加を要請するなど、協議が円滑に行われるよう配慮すること。

## (4) 対策の実施

市町村教育委員会・学校、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等は、(3) で作成した対策案に従って対策を実施するとともに、必要な関係機関に対策を要望するなど、計画的に対策を実施すること。その際、

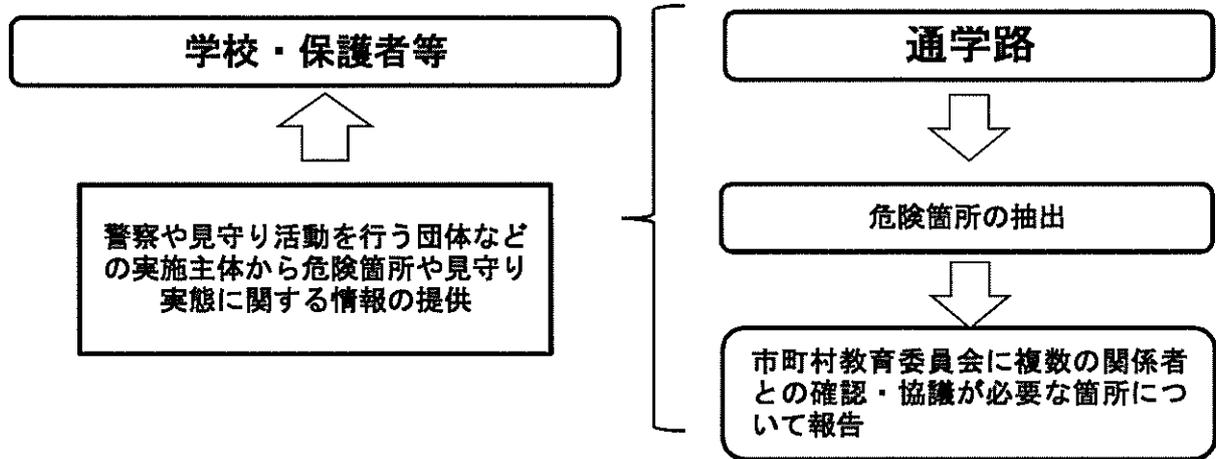
市町村教育委員会及び学校は、見守りボランティアや保護者等とも連携し、対策状況の情報共有等を図るものとする。

## **5. 実施結果の報告**

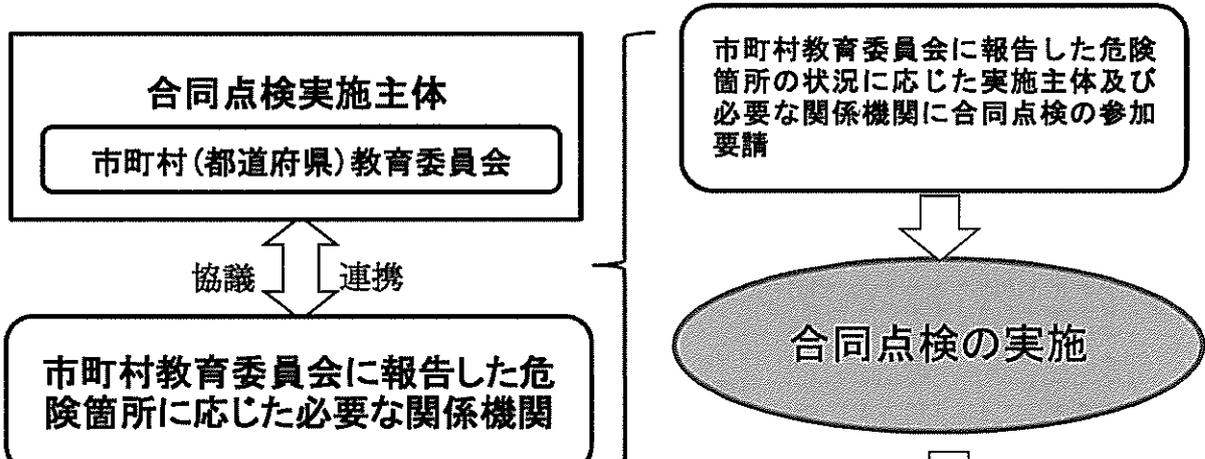
市町村教育委員会は、合同点検の実施結果等について、都道府県教育委員会による取りまとめを経て、文部科学省に報告すること。

### 通学路の合同点検フローチャート図

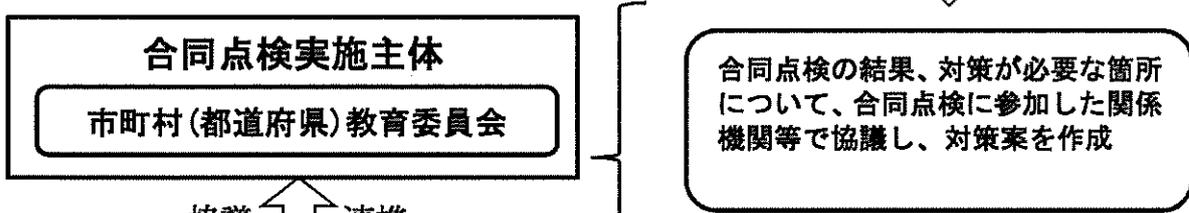
(1) 学校・保護者等による危険箇所の抽出



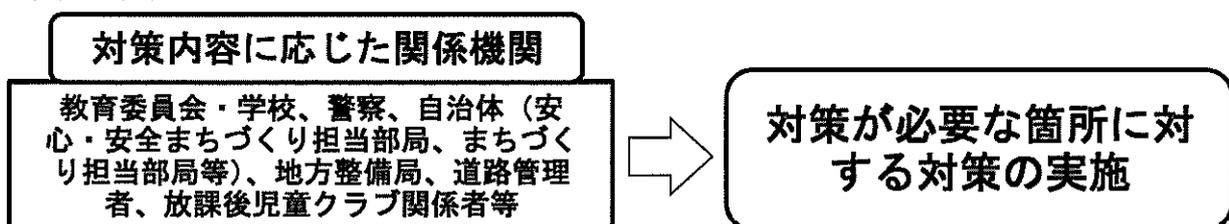
(2) 合同点検の実施及び対策が必要な箇所の抽出



(3) 対策案の作成



(4) 対策の実施



# 通学路点検時のチェックリスト（イメージ）

子供を犯罪から守るためには、「子供を見守る目」と「犯罪者が近づきにくい環境整備」が重要です。逆にこれらが欠けている場所は、「犯罪を起こしやすい場所＝危険個所」であるといえます。こうした視点から、通学路に危険個所がないかどうか、以下のチェックリストなどを参考にして点検してみましょう。

**【注意点】**

- ・ チェックシートは、点検する際の視点として例示しているもので、必要に応じて補足事項欄も活用してください。
- ・ チェックリストはあくまで一例として示したものであり、地域の実情に応じて別のチェックリストを用いても構いません。
- ・ 点検については、通学路をおおむね100メートルごとに区切った単位で実施することを想定しています。
- ・ 人・車の通行・見守りや路上駐車車の状況については、登下校時間帯に調査することが望ましいと考えられます。

調査項目		チェック事項				補足事項		
1 人の目の状況	人・車の通行・見守り	人・車の通行状況(途切れる時間の有無)	<input type="checkbox"/> 多い	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の通り～</li> <li>・ 車の通り～</li> </ul>	人 台	
	路上の死角	人・車の見守り活動	<input type="checkbox"/> 多い	<input type="checkbox"/> 少ない	<input type="checkbox"/> 多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人・車の通行については、5分間の通行量による(子供を除く)</li> <li>・ 見守り活動の例～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物等の例～</li> <li>・ 路上駐車車の台数～</li> </ul>	台
2 機械の目の状況	子供110番の家等	道路上の障害物(大木、伸びた草木等)	<input type="checkbox"/> 多い	<input type="checkbox"/> 少ない	<input type="checkbox"/> 少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路上の障害物</li> <li>・ 見通しを妨げる住宅等の囲障(ブロック塀等)</li> <li>・ 道路から見える建物の窓</li> <li>・ 子供110番の家等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置軒数～</li> </ul>	軒
	防犯カメラ等の設置状況	防犯カメラ	<input type="checkbox"/> 多い	<input type="checkbox"/> 一部ない	<input type="checkbox"/> ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カメラの設置台数～</li> <li>・ カメラ設置の表示数～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カメラ設置の表示</li> </ul>	台 箇所

見守る目の状況

3 地域環境の管理	環境美化	落書き	放置自転車
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域コミュニティによる管理が行き届いており、犯罪を起こしにくい印象を与える場所となっているかにより判断します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落書き</li> <li>・ たばこや空き缶等のゴミの放置</li> <li>・ 立て看板・屋外広告物の状況</li> <li>・ 街路灯やベンチ等の公共物の有無・管理状態</li> <li>・ 公共掲示板等の有無・管理状態</li> <li>・ 道路上の花壇の有無・管理状態</li> <li>・ 放置自転車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 多い</li> <li>□ 少ない</li> <li>□ 多い</li> <li>□ 少ない</li> <li>□ 多い</li> <li>□ 少ない</li> <li>□ 多い</li> <li>□ 少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ない</li> <li>□ ない</li> <li>□ ない</li> <li>□ 良い</li> <li>□ 良い</li> <li>□ 良い</li> <li>□ ない</li> </ul>
4 道路状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩車道の区別</li> <li>・ 歩車道間のガードレール等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ない</li> <li>□ 一部ない</li> <li>□ ない</li> <li>□ 一部ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ある</li> <li>□ ある</li> </ul>
5 沿道状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 多い</li> <li>□ 少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場、空き家等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路沿いの駐車場や空き家、人の出入りが少ない施設など犯罪者が待ち伏せしていても周囲から見えずらく、また、子供を連れ込みやすい場所の有無や、その管理状態により判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 多い</li> <li>□ 多い</li> <li>□ 多い</li> <li>□ 多い</li> <li>□ 少ない</li> <li>□ 少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ない</li> <li>□ ない</li> <li>□ 良い</li> <li>□ 良い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数の利用施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅や真密施設など、犯罪者が待ち伏せしていても不審に思われにくく、また、子供を連れ込みやすい場所の有無により判断します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ない</li> </ul>

環境整備の状況

- ・ 落書き場所の例～
- ・ 投棄物の内容～
- ・ 立て看板等の内容～
- ・ 管理状態の詳細～
- ・ 管理状態の詳細～
- ・ 管理状態の詳細～
- ・ 放置自転車の台数～

- ・ 歩道の幅員～
- ・ 車道の幅員～
- ・ ガードレール以外の工作物がある場合その種類～

- ・ 施設の例～
- ・ 駐草場の数～
- ・ 空き家の数～
- ・ 空き地の数～

- ・ 施設等の例～

メートル

メートル

箇所

箇所

軒

「危険個所」の判断については、チェックリストの各調査項目のチェック状況だけでなく、改善を必要とする程度や不審者情報の実態等も踏まえて総合的に判断することとなります。例えば、「環境整備」が十分であっても、人通りが少なく、道路上の死角があり、かつ、防犯カメラも設置されていないなど「見守る目」が不十分な場合は、「危険個所」と考えられます。

以下に改善策の着眼点を示していますので、「危険個所」と判断した場所については、改善策を検討しましょう。

## ■「見守る目」が十分ではない場所

- ・人や車の通りが少ない場所（人や車の通りが途切れる時間帯が多い場所）や、障害物、路上駐車等により見通しが悪く、死角が生じている場所については、見守り活動やパトロール等の実施により改善することが考えられます。
- ・見守り活動等を十分に行うことができない場合には、地域で調整を行い、防犯カメラを設置することで「見守る目」を補完することも考えられます。

## ■「環境整備」が十分ではない場所

- ・落書き、たばこや空き缶等のポイ捨て、立て看板、公共物の損壊等が放置されたままになっていると、犯罪者に「地域の関心がない場所」「犯罪を起こしやすい場所」といった印象を与えてしまうので、環境美化活動や公共施設の改修等により改善することが考えられます。
- ・公共掲示板は、地域団体等の取組姿勢が表れます。期限を超過した古い掲示物や剥がれかけた掲示物等を整理するなど、管理者の適切な管理により改善することが考えられます。
- ・歩車道の区別がなかったり、歩車道の間にガードレール等が設置されていない場所は、犯罪者が車やオートバイなどで子供に近づきやすいので、ガードレールやこれに代わる工作物等の設置により改善することが考えられます。
- ・沿道にある草木等が伸びきっていたり、連続していたり、周囲からの見通しが悪く死角が生じるので、植栽管理により改善することが考えられます。
- ・沿道にある駐車場や空き家、空き地等については、子供を待ち伏せする際に周囲から見えづらく、また、子供を連れ込みやすい場所となります。管理者を表示したり、侵入規制措置をとるなど、管理者の適切な管理により改善することが考えられます。

子子発 0711 第 2 号  
平成 30 年 7 月 11 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長  
中核市

厚生労働省子ども家庭局  
子 育 て 支 援 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

### 放課後児童クラブへの来所・帰宅時における安全確保について

平成 30 年 6 月 22 日付け事務連絡「登下校防犯プランについて」〔別紙 1〕において、ご連絡したとおり、文部科学省、警察庁、厚生労働省及び国土交通省の 4 省庁が連名により〔別紙 2〕のとおり「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成いたしました。

本実施要領に基づき放課後児童クラブにおいては、「通学路の合同点検フローチャート図（放課後児童クラブ用）」〔別紙 3〕のとおり、関係機関との連携による通学路の緊急合同点検の実施についてご対応いただくようお願いいたします。

なお、〔別紙 3〕にもお示ししている通り、学校敷地外の放課後児童クラブであり、当該放課後児童クラブへの来所・帰宅の際に通学路とは異なる経路の場合は、当該放課後児童クラブ関係者と保護者等が連携して危険箇所の抽出をしていただくこととなっております。放課後児童クラブ担当部局におかれましては、当該放課後児童クラブ関係者等に危険箇所の抽出について協力を要請していただくよう、お取り計らい願います。また、抽出された危険箇所につきましては、放課後児童クラブ担当部局でとりまとめていただき、市町村教育委員会に複数の関係者との確認・協議が必要な箇所（解決策が明白でなかったり、直ちに対策を講じることが困難と考えられる箇所）について、報告していただくようお願いいたします。加えて、放課後児童クラブについては、夕方や夜間に帰宅することを踏まえ、夕方等における危険箇所の把握にも努めていただくようご留意願います。

文部科学省からも〔別紙 4〕のとおり「登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）（平成 30 年 7 月 11 日 30 初健食第 14 号）」において同様の趣旨が通知されていることを申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内市区町村に対する周知につき、ご配慮をお願いいたします。

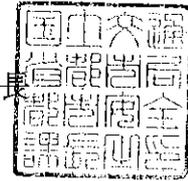


別添2

国 都 安 第 2 2 号  
平成30年7月11日

東北地方整備局建政部長 殿

国土交通省都市局都市安全課長



### 防犯まちづくりの推進等について

防犯まちづくりの推進に関しては、これまでも関係機関や地域住民等と連携しながら、関係施策の推進を行ってきたところですが、新潟市において、平成30年5月に下校中の児童が殺害される事件が発生しました。

本事件を受けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、6月22日に「登下校防犯プラン」が取りまとめられ、「「登下校防犯プラン」について」（平成30年6月22日付け事務連絡）にてお知らせしたところです。

本プランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施することとされており、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁の4省庁が連携して対応策を検討し、今般、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成しました。

本実施要領に沿って、関係機関との連携による通学路の緊急合同点検が実施されることとなるので、下記事項に留意の上、積極的に対応していただくようお願いします。

なお、別添に文部科学省、厚生労働省、警察庁及び国土交通省道路局より発出された通知を示します。

また、本通知の内容について、別紙案のとおり、管内の都道府県及び政令指定都市に周知していただきますようお願いいたします。あわせて、都道府県より管内の市区町村（政令指定都市を除く）に周知いただくよう、都道府県に依頼をお願いいたします。

### 記

#### 1. 緊急合同点検の実施

緊急合同点検について、市町村教育委員会から地方整備局（建政部）等に対して、緊急合同点検の実施に係る調整がなされた際には、積極的に対応願います。

#### 2. 効果的な対策の検討及び実施

緊急合同点検で抽出した対策が必要な箇所に関する関係機関との協議についても、積極的に対応願います。

また、地方整備局等において、平成30年7月11日付けで、「防犯まちづくりに関する相談窓口」を設置の上、地方公共団体等からの防犯まちづくりに関する相談について積極的に対応願います。

さらに、対策の検討の一助となるよう、別添の小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を作成しました。後日、小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を地方整備局等に郵送しますので、地方整備局等においては、管内の都道府県、政令指定都市に対して、パンフレットを送付・周知願います。

以 上

**【問い合わせ先】**

国土交通省都市局都市安全課 坂上

TEL:03-5253-8111(内線 32355)

別紙省略

国道国技第119号  
国道環第54号  
平成30年7月11日

東北地方整備局 道路部長 殿

国土交通省 道路局

国道・技術課長



環境安全・防災課長



### 登下校時における児童生徒等の安全対策について

登下校時の子供の安全確保については、これまでも関係機関が地域住民等と連携しながら、関係施策の推進を行ってきたところであるが、新潟市において、平成30年5月に下校中の児童が殺害される事件が発生した。

本事件を受けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、6月22日に「登下校防犯プラン」が取りまとめられ、「「登下校防犯プラン」について」（平成30年6月22日事務連絡）にて周知したところである。

本プランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施することとされており、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁の4省庁が連携して対応策を検討し、今般、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成したところである。

今後、本実施要領に沿って、関係機関との連携による通学路の緊急合同点検等が実施されることとなるので、道路管理者としても下記事項に留意の上、積極的に対応されたい。

なお、本件については、別添の通り、文部科学省、厚生労働省、警察庁及び国土交通省都市局より関係機関に対して、同様に通知されていることを申し添える。

また、貴管内の都道府県及び政令市に対して、本通知の内容を周知するとともに、通学路の緊急合同点検等に積極的に対応するよう依頼されたい。

あわせて、都道府県から管内の市区町村（政令市を除く）に対して、本通知の内容を周知・依頼するようお願いされたい。

## 記

### 1. 緊急合同点検の実施

緊急合同点検について、市町村教育委員会から緊急合同点検の参加要請があった際には、積極的に対応されたい。

### 2. 対策が必要な箇所の抽出、対策案の作成及び実施

緊急合同点検の実施後における「対策が必要な箇所の抽出」および「対策案の作成」にかかる関係機関の協議においても参加要請があった場合は積極的に対応されたい。その際、適切な対策案の円滑な作成に向け、必要に応じて技術的助言等を行うよう努められたい。

また、対策の実施にあたっては、関係機関との連携、情報共有を図りつつ、計画的に実施されたい。

別紙省略

原議保存期間	1年(平成32年3月31日まで)
有効期間	二種(平成31年7月10日まで)

警視庁生活安全部長  
 警視庁地域部長 殿  
 各道府県(方面)警察の長  
 (参考送付先)  
 各管区広域調整部長

警察庁丁生企発第449号、丁地発第111号  
 平成30年7月11日  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁生活安全局地域課長

通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施及び環境の整備・改善について(通達)

通学路等における子供の犯罪被害を防止するための施策については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について」(平成30年7月11日付け警察庁丙生企発第137号ほか。以下「局長通達」という。)に基づいて推進することとしたところである。局長通達は、登下校時の子供の安全確保に関する対策が取りまとめられた「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)を受けたものであるところ、同プランにおいて「通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施」等の対策が盛り込まれたことを受け、文部科学省、国土交通省及び厚生労働省と協議の上、別添1のとおり、「通学路における緊急合同点検等実施要領」(以下「実施要領」という。)を作成した。

各都道府県警察においては、この趣旨を踏まえ、下記の点に留意し、平成30年9月末までに実施される緊急合同点検に確実に参加するとともに、点検結果を踏まえて、関係機関・団体等と連携の上、危険箇所の重点的な警戒・見守りや防犯カメラの設置等に係る指導助言を行うなど、実効ある環境面の改善が行われるよう取り組まれない。

また、本件については、上記3省からも別添2から4のとおり、各都道府県教育委員会等に対し通知されているため、参考とされたい。

なお、子供の犯罪被害を防止する観点からは、通学路の安全対策に加え、学校敷地内への不審者侵入防止のための対応(門の施錠、防犯カメラ、インターホン、電気錠等の設置、マニュアル等の学校安全体制の再点検等)などの学校の安全対策も重要であることから、その推進についても、学校等と一層の連携・協力を図られたい。

## 記

### 1 緊急合同点検の実施時の留意事項

今般の通学路における緊急合同点検は、実施要領に沿って実施されることから、各都道府県警察においては、以下の点に留意の上、緊急合同点検に確実に参加すること。

#### (1) 緊急合同点検の実施前の情報提供等

緊急合同点検に先立ち、学校、保護者等により実施される通学路の点検に際し、危険箇所や見守り実態に関する情報（通学路における子供を対象とした犯罪等の発生状況や見守りが十分に行き届いていない場所に関する情報等）の提供を行うほか、防犯の観点からの危険箇所の選定に係る視点について、実施要領の別紙2の「通学路点検時のチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）も必要に応じて活用しつつ適切な助言を行うこと。

#### (2) 緊急合同点検の実施時の情報提供等

緊急合同点検の実施時は、チェックリストの活用を含め、点検の視点や項目等の設定、対策を必要とする考え方等について、適切な助言を行うこと。

なお、本年度、既に関係機関・団体等が通学路の合同点検等を実施している場合は、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって緊急合同点検及び対策が必要な箇所の抽出に代えることができるが、その際にも、(1)の内容に係る情報提供及び助言を適切に行うこと。

#### (3) 緊急合同点検を実施しない学校への対応

(2)のなお書きに基づき、本年度に既に通学路の合同点検等を実施したことを理由に、緊急合同点検を実施しない学校について、当該合同点検等の結果について防犯の観点から見て不足する点があると考えられる場合には、関係機関・団体等に対し緊急合同点検の実施を促すように努めること。また、合同点検等の実施内容に問題は無いものの、点検結果を踏まえた対策案について、更なる改善の余地があると考えられる場合には、関係機関・団体等と必要な協議を行い、対策案の改善に努めること。

#### (4) 地域安全マップ作成時の情報提供

緊急合同点検の実施に伴い、学校、保護者、児童等が地域安全マップを作成する場合には、地域における子供を対象とした事案等の発生実態や警察が把握している子供110番の家の所在状況等について、積極的に情報提供等の協力を行うこと。

### 2 危険箇所の重点的な警戒・パトロールの実施

緊急合同点検で把握した危険箇所については、地域における子供を対象とした事案等の発生実態も踏まえて、登下校時間帯における警察官による警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、不審者に対する職務質問を積極的に実施すること。

また、効果的な警戒活動を行うために、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体が行う見守り活動等との連携にも配慮すること。

### 3 その他留意事項

#### (1) 対策が必要な箇所の改善に向けた協議における積極的な提案

緊急合同点検後の対策案の協議に当たっては、近年、防犯ボランティア団体・構成員の推移がほぼ横ばいで増加が見込まれないこと等、従来の見守り活動に限界が生じつつある現状を念頭に、ながら見守りの推進、見守りの空白地帯におけ

る防犯カメラの整備促進、見通しを確保するための植栽管理等、犯罪が起きにくい環境が創出されるような具体的な取組について積極的に提案すること。

(2) 「子供110番の家・車」の実態把握

緊急合同点検の際に、通学路における「子供110番の家・車」の実態についても確認し、合同点検に参加した関係機関等と共有すること（子供110番の車については、通学路の点検に伴い把握可能な範囲で実態を確認すること）。警察が運営主体となっている場合には、警察が自ら確認作業を行うこととし、他の関係機関・団体等が運営主体となっている場合には、当該主体による確認を促すこと。具体的な確認方法としては、現在把握している子供110番の家が実在するかどうかに加え、子供110番の家のステッカー・のぼり等の掲示が適切に行われているか、外部から見やすいものとなっているか等を併せて点検し、現在把握している情報の修正や、必要に応じた掲示物の刷新等を行うこと。

なお、掲示物の刷新については、平成30年度地方財政計画の容認事項として、「子供110番の家・車」への支援に要する経費が認められていることを念頭に、予算措置がなされるよう引き続き努めること。

(3) チェックリストの柔軟な活用

本通達に基づくチェックリストは、緊急合同点検における視点の例として示したものであり、地域において従前より使用している独自の点検項目や様式等がある場合には、その使用を何ら妨げるものではないが、チェックリストで示した趣旨と大きくかけ離れたものにならないように留意すること。このため、必要に応じてチェックリストの併用や項目の追加修正等について助言するなど、その柔軟な活用に努めること。

(4) 対策案の取りまとめへの協力等

本通達に基づく緊急合同点検の実施結果及び点検を踏まえた対策案については、各教育委員会で取りまとめられることから、各都道府県警察においても必要な助言等を行うこと。また、別途警察庁においても各都道府県警察の取組の実施状況等について報告を求める予定であり、その報告の時期及び内容等については、別途通知する。

(5) 積極的な広報の実施

通学路等における子供の安全確保に当たっては、学校、自治体、警察はもとより、保護者や地域住民等が結束し、地域社会全体で子どもを守っていくことが不可欠である。今般の緊急合同点検は、地域社会の防犯意識の向上に資する重要な機会であると考えられることから、関係機関・団体等の了解の下、例えば点検の様子を報道機関に取材・報道してもらうなど、積極的な広報の実施に努めること。

広報については、新学期の開始に合わせるなど効果的な時期に行うこと。